



日本フレーバー工業株式会社 贈収賄・腐敗防止方針

1. 本方針の目的

日本フレーバー工業株式会社（以下「当社」）は、経営理念である「敬天愛人」の精神に基づき、公正かつ誠実な企業活動を行います。本方針は、贈収賄およびその他の腐敗行為を防止し、社会から信頼される企業として持続的に事業を遂行するための基本的な考え方および行動基準を定めるものです。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役職員（正社員、派遣社員、パートタイム労働者等を含む）に適用されます。また、当社は、ビジネスパートナーの皆様と本方針の趣旨を共有し、相互の信頼関係のもと、理解と協力を得ながら取り組むものとします。

3. 法令の遵守

当社は、事業活動を行う国や地域において適用される法令および社会的規範を遵守し、誠実かつ公正な判断に基づいて行動します。

4. 贈収賄・腐敗行為の禁止

当社は、公務員、取引先、その他いかなる第三者に対しても、不当な利益を得ることを目的とした金銭、物品、接待、その他の利益供与を、直接・間接を問わず行いません。また、職務上の立場を利用して不当な利益を要求または受領する行為を行いません。

・ 過度な贈答・接待の禁止

取引先等との贈答や接待は、社会的常識および儀礼の範囲内に限って行うものとし、相手の意思決定に不当な影響を与えるおそれのある過度な贈答・接待は行いません。

・ 寄付・献金の透明性

寄付や献金を行う場合は、関連法令および社内ルールを遵守し、その目的・内容・手続きを明確にしたうえで、透明性を確保します。これらが贈収賄や不正な利益供与と疑われることのないよう、適切に管理します。

5. ファシリテーションペイメントの禁止

当社は、行政手続きの迅速化または円滑化を目的とした、いわゆるファシリテーションペイメント（少額であっても不当な支払い）を一切行いません。

6. 実施体制

当社は、本方針の実施および遵守について、代表取締役社長を最終責任者とします。

また、役職員が本方針および関連法令を正しく理解し、適切に行動できるよう、定期的な教育・研修を実施します。

さらに、不正行為の早期発見および是正を図るため、役職員が安心して相談・報告できる内部通報制度の整備について検討します。

7. 取り組み状況の確認

当社は、本方針の運用状況を把握するため、定期的に取り組状況の確認を行います。その結果、改善が必要と判断された事項については、速やかに是正措置を講じます。

制定日：2026年1月20日

日本フレーバー工業株式会社 代表取締役社長 上木 邦彦